

議案第 15 号

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 2 月 18 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例

川崎市消防団給与条例（昭和 23 年川崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「防除」の次に「又は訓練」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う訓練から適用し、同日前に行った訓練については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

費用弁償の加給の対象に訓練に従事した場合を加えるため、この条例を制定するものである。